

指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス（総合事業）

プラスチック新長田 運営規定

（事業の目的）

第1条 株式会社 PLAST が開設するプラスチック新長田（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス（総合事業）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が要支援状態もしくは総合事業対象状態にあたる高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス（総合事業）を提供することを目的とする。

（事業の運営方針）

第2条 指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス（総合事業）の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- 1 指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス（総合事業）の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は要介護及び総合事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 プラスチック新長田
- 2 所在地 神戸市長田区腕塚町4丁目2-1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（機能訓練指導員兼務、常勤兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 従業員
従業員は指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所サービスの提供にあたる。
 - ① 生活相談員 1名以上（常勤専従1名以上）
生活相談員は、事業所に対する指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス（総合事業）の利用申し込みに関わる調整、その他通所介護従業者に対する相談助言及び指導を行い、また、他の従

業者と協力して通所介護計画書の作成などを行う。

- ② 介護職員 2名以上（常勤専従1名以上）

介護職員は通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行う。

- ③ 機能訓練指導員 2名以上（常勤管理者兼務1名、常勤専従1名以上）

機能訓練士は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

- ④ 看護職員 1名（常勤以外専従1名）

看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

3 サービス提供時間

ア 単位①：月～金曜日 8:50～12:10 イ 単位② 月～金曜日 13:20～16:40

(指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス（総合事業）の利用定員)

第6条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員は次のとおりとする。

ア 単位①：18名 イ 単位②：18名

(指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービスの内容)

第7条 指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス（総合事業）の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- ① 日常生活動作の機能訓練
- ② 健康チェック
- ③ 生活指導（相談・援助など）
- ④ 送迎
- ⑤ アクティビティ（介護予防）

(指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス（総合事業）の内容および利用料など)

第8条 指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス（総合事業）の内容は次の通りとし、指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス（総合事業）を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額または神戸市が定める額とし、指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス（総合事業）が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

1 紙おむつ代は100円を徴収する

2 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する

3 前各項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、神戸市長田区・兵庫区、須磨区の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 利用者の使用する施設、食器その設備または飲用に提供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

1 事業所において、感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第11条 生活相談員などは、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

1 生活相談員などは、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなった時はすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設、設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は送迎のサービスが受けられない場合がある。

(緊急時等における対応方法)

第12条 生活相談員等は、通所介護及び介護予防通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 1 利用者に対する指定通所介護及び指定予防通所介護の提供により、事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に関わる居宅介護支援事業者などに連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定通所介護及び介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、防火管理についての責任者を含め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるために、定期的に避難・救出などの訓練を行う。

(苦情処理)

第14条 指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス（総合事業）の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

(個別情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定

した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 1 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部の情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了承を得るものとする。

(虐待防止措置に関する事項)

第 16 条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次項に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員等に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 介護職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催する。
- ④ 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 1 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 事業所は、生活相談員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後 2 か月以内
　継続研修 年 1 回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス（総合事業）に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社 PLAST と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。（虐待防止措置に関する事項を追加）

この規程は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。